

天栄村マスコットキャラクター「ふたまたぎつね」使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、天栄村マスコットキャラクター「ふたまたぎつね」(以下「ふたまたぎつね」という。)を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(権利)

第2条 ふたまたぎつねに関する一切の権利は、天栄村に属する。

(使用承認の基準等)

第3条 使用目的及び方法が村の施策の推進に寄与し、または公益性が高いと認められる場合には、ふたまたぎつねの使用を認めるものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、使用を認めない。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 村のイメージ、品位を傷つけるおそれのある場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがあると認められる場合
- (7) ふたまたぎつねのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) ふたまたぎつねの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (9) ふたまたぎつねの画像が原形と差異があると認められる場合
- (10) その他、承認することが不相当と認められる場合

(使用方法)

第4条 ふたまたぎつねの使用に際しては、承認された用途に限り使用するものとする。

2 承認を受けようとする者は、村が定めるデザインのみとする。

ただし、次の各号に該当する場合は、事前に協議して了承を得なければならない。

- (1) ふたまたぎつねの一部のみを使用する場合
- (2) ふたまたぎつねのデザインを変形、加工する場合
- (3) ふたまたぎつねのデザインを他の図形や文字と重ねて使用する場合

(使用料)

第5条 ふたまたぎつねの使用料は、当分の間、無償とする。

(使用期間)

第6条 ふたまたぎつねの使用期間は、原則1年間とする。ただし、特別な理由により天栄村長(以下「村長」という。)が認める場合は、期間を延長することができる。

(使用承認申請)

第7条 ふたまたぎつねを使用する場合は、村長に対し、承認申請を行わなければならない。

ただし、村長が特別の事情があると認める場合であって、事前に協議をしている場合を除く。

2 前項の承認を受けようとする者は、様式第1号(天栄村マスコットキャラクターふたまたぎつね使用申請書)に次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) ふたまたぎつねの使用状況がわかる完成見本等

(2) その他村長が必要と認める書類

3 既に受けた使用承認事項に変更があったときは、速やかに届け出るものとする。

4 村長は、申請内容を確認するため、必要な書類等の提出を求めることができる。

(承認通知)

第8条 使用を承認するものについては、様式第1号(天栄村マスコットキャラクター「ふたまたぎつね」使用承認書)を交付する。

2 村長は、使用を承認するに際し条件を付すことができる。

(不承認通知)

第9条 ふたまたぎつねの使用を承認しない場合は、申請者に対し、様式第2号(天栄村マスコットキャラクター「ふたまたぎつね」使用不承認通知書)によりその旨を通知する。

(使用上の遵守事項)

第10条 第8条による使用承諾を受けた者(以下「使用者という。」)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された内容のみに使用すること。

(2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(3) 第8条の承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。

(4) ふたまたぎつねを用いた商品等の使用、宣伝または広告に際して、「天栄村マスコットキャラクター ふたまたぎつね」と、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(使用状況及び使用実績の確認)

第11条 村長が必要と認めた場合には、使用者に対し必要な帳票、記録等の資料や説明を求め、ふたまたぎつねの使用状況及び使用実績の確認調査を実施する。

(使用承認の取消し等)

第12条 次の各号に該当する場合は、使用承認の取り消し、使用条件の変更、使用物件の回収を求める等の措置を行うことができる。

(1) 使用承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合

(2) ふたまたぎつねを使用承認条件に違反して使用した場合

(3) 第3条各号のいずれかに該当するに至った場合

(4) その他村長が必要と認めた場合

(損害賠償等の責任)

第13条 ふたまたぎつねの使用に関し、村は損害賠償等の一切の責任を負わない。

2 使用者は、ふたまたぎつねを使用した商品等の暇疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、村に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ふたまたぎつねの使用に際して故意または過失により村に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を村に賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、ふたまたぎつねの使用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。